

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 森 宏之

奈良県人事委員会規則第二十七号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第四号中「第十条第二項」を「第十一条第三項の規定により読み替えられた条例第六条第二項、第三項又は第五項」に改める。

第七条第五項中「地域手当」の下に「在宅勤務等手当」を加える。

第九条の二次に次の二条を加える。

（届出）

第九条の三 新たに条例第十条第一項の職員たる要件を具備するに至った職員は、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があつた場合についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

（支給の始期及び終期）

第九条の四 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第十条第一項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、前条第一項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第十二条中「給料」の下に「在宅勤務等手当」を加える。

附則に次の二項を加える。

（令和七年改正条例附則第四条の規定が適用される間の読替え）

- 4 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間は、第八条の二中「条例第十条第一項の」とあるのは「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年三月奈良県条例第三十六号）附則第四条の規定により読み替えられた条例（以下「読替え後の条例」という。）第十条第一項に規定する職務の級が行政職給料表の九級に相当する職員として」と、第九条及び第九条の二中「条例」とあるのは「読替え後の条例」と、第九条の三第一項中「新たに条例」とあるのは「新たに読替え後の条例」と、第九条の四第一項中「条例」とあるのは「読替え後の条例」とする。
- （行政職給料表の八級以上の職員に相当する職員）

- 5 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年三月奈良県条例第三十六号）附則第四条の規定により読み替えられた条例第十条第一項に規定する職務の級が行政職給料表の八級以上に相当する職員として人事委員会規則で定める職員は、第八条の二及び第九条の二に規定する職員とする。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。